

(派 34-300965-2)

株式会社 CXR プラネット 広島本社

広島県呉市三条一丁目 8-29

事業年度：令和 5 年 10 月 01 日から

令和 6 年 09 月 30 日まで

労働者派遣事業におけるマージン率等の公開

労働者派遣法第 23 条第 5 項に基づき、下記の情報を公開いたします。

1. 派遣労働者の数（報告対象期末日） **4 人**
2. 派遣先事業所数（令和 5 年 10 月 1 日から令和 6 年 9 月 30 日まで期間） **4 事業所**
3. 労働者派遣に関する料金の平均額 **28,556 円**
(1 日当たりの料金額（8 時間労働として計算）)
4. 派遣労働者の賃金の額の平均額 **17,428 円**
(1 日当たりの賃金額（8 時間労働として計算）)
5. マージン率
労働者派遣に関する料金の平均額—派遣労働者の賃金の額の平均額
労働者派遣料金の平均額 **39.0%**（小数点第 2 位以下を四捨五入）
6. 教育訓練に関する事項
 - (1) 各種教育訓練は、有給・無償により実施しております。
 - (2) キャリアアップに資する教育訓練：別添資料を参照ください。
 - (3) キャリアコンサルティング相談窓口
電話：090-8067-7656／Email：siraisi-h@cxr.co.jp
7. その他労働者派遣事業の業務に関し参考となる事項
 - (4) 派遣者賃金には賞与（派遣期間に応じた額）、有給休暇取得時の賃金を含みます。
 - (5) マージン率の中には社会保険料、教育研修費用、健康診断費用（一般・特殊）、福利厚生費用、賞与引当金、退職金引当金を含みます。
 - (6) 法第 30 条の 4 第 1 項の労使協定を締結しています。
 - ① 協定対象労働者の範囲：すべての派遣労働者とします。
 - ② 労 使 協 定 の 期 限：令和 8 年 3 月 31 日

以上